

⑭ 無料相談会のご案内

弁護士による無料電話相談

問 茨城県弁護士会事務局 TEL 029-221-3501

○全国一斉 生活保護 ホットライン

日時 12月3日(火) 午前10時～正午・午後1時～3時

電話番号 フリーダイヤル 0120-158-794

○障害者の人権 110 番

日時 12月6日(金) 午前10時～正午

電話番号 029-231-6351・029-231-6352

法律と登記等に関する無料相談会

問・申 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

相談は1件あたり1時間程度です。相談のみで案件を依頼することはできません。すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

	日時		相談員
登記に関する相談	12月4日(水)	午前10時～正午 午後1時～3時	司法書士：西間木 雅子さん
	令和7年1月21日(火)		司法書士：入江 浩幸さん
法律相談	12月6日(金)		弁護士：柏田 慎一郎さん
	令和7年1月16日(木)		元大学教授：山口 康夫さん

場所 地域交流センターともべ「トモア」(笠間市友部駅前1-10)

対象 市内在住の方

定員 各日4名(先着順)

申込方法 電話でお申し込みください。

野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向きや時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境政策課(内線125) 笠間支所地域課(内線72115) 岩間支所地域課(内線73115)